

●香川県告示第284号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和3年10月8日香川県告示第396号で指定した区域の一部について、当該指定を解除する。

令和4年10月7日

香川県知事 池田豊人

- 1 指定を解除する区域  
香川県直島町字重石4055番2の一部、4056番1の一部及び4057番3の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去